



KPMG ポーランド拠点 監督・管理者のための ウェビナーシリーズ (2月5日)

Q&A 概要

議題1:

ポーランドにおけるグローバル最低課税(以下GMT)のアップデート

<質問 1>

ポーランド**GMT**の対象となる納税者には事前の登録義務がありますか？いつまでに行う必要がありますか？また、登録のためにどのような情報を提出する必要がありますか？
ポーランドに**GMT**の対象となる構成事業体が複数ある場合、どの事業体が登録する必要がありますか？

(回答)

ポーランドではすべての納税者に固有の納税者識別番号が割り当てられているため、特定の登録を行う必要はありません。ポーランドに複数のグループ構成会社がある場合、申告を担当する事業体を1つ選択する必要がありますが、そうした事業体の登録・届け出についての詳細は、まだ発表されていません。

<質問 2>

ポーランド**GMT**の対象となる最初の課税年度が**2025年12月31日**に終了する場合、**GMT** 納税申告書の最初の期限はいつですか？

(回答)

まず、**2025**年度については、課税年度終了後**18** か月以内 (次年度以降は 標準の**15** か月となります) に税務当局に所定の通知を行う必要があります。従って、課税年度が暦年の場合、**2027年6月末**が最初の通知のタイミングになります。

GMT によるトップアップ税が支払われる場合、納税申告書は 課税年度終了後**21** か月以内 (次年度以降は標準の**18** か月となります) に提出する必要があります。従って、課税年度が暦年の場合、**2027年9月末**が最初の申告のタイミングになります。

<質問 3>

ポーランド**GMT**と**OECD**のモデルルールの主な違いは何ですか？ ¥

(回答)

原則として、ポーランド**GMT**は **OECD**のモデルルールと **EU** 指令に従って策定されています。ただし、詳細にはポーランド特有の税制に関連して違いがあります。例としては、**Profit Shifting Tax**(利益移転税)において支払われる税金は適格ではない、すなわち、分子に加算されません。

<質問 4>

ポーランド政府は、**GMT** が国の産業振興政策である**R&D**に関する追加的な損金計上やポーランド経済特区における投資に対する法人税免除措置などに及ぼす悪影響を緩和するための解決策の開発に取り組んでいると理解していますが、直近どのような議論がありますか？

(回答)

優遇税制あるいは法人税免除を享受している、あるいは将来の投資に対してこうした措置を獲得しようとしている多国籍企業グループは、**GMT**による悪影響を懸念しています。この問題に対処するため、政府は非公式に、現金補助金を通じて追加の税負担を払い戻すメカニズムを設けると発表しています。この法律の実施に関する詳細はまだ不明ですが、雑駁には、現在の法人税免除を現金補助金に置き換えるというアイデアです。**R&D**に関する追加的損金計上については、具体的な緩和策は提案されていません。。

<質問 5>

特に 適格国内最低トップアップ税（**QDMTT**）に関して、**GMT** に準拠するための管理業務上の負担について質問したいと思います。納税者は実効税率が **15%** を超えているかどうか確認する必要があると理解しています。**GMT** の対象となる納税者は、法律に従って複雑な **ETR** 計算を行わざるを得ないということですか？

(回答)

原則として、収益が 7 億 5,000 万ユーロを超える多国籍グループに属するすべての納税者は、**ETR** が **15%** を下回るかどうかを検証する必要があります。つまり、複雑な計算が原則として必要になります。しかしながら、セーフハーバールールに該当する場合には、**ETR** の計算が不要となる場合があります。

<質問 6>

管理業務が軽減されるような簡素化措置やセーフハーバールールはありますか？

(回答)

はい、**GMT** の支払いを免除するセーフハーバールールはいくつかあります。これらのセーフハーバールールを適用できるかどうかを確認することをお勧めします。

<質問 7>

セーフハーバールールが適用される場合でも、納税者は通常の **GMT** 申告書を作成する必要がありますか？

(回答)

セーフハーバールールが適用される事業体の場合、簡素化された納税申告書 (標準の**GMT**納税申告書よりも少ないデータを開示) の提出が求められます。

議題2:

新報告義務: JPK_CIT

<質問 1>

JKP_CIT で報告するデータと情報は、通常の**ERP**に格納されているものでしょうか？
JKP_CIT を作成するために、システムに新しく追加する必要があるデータまたは識別子は何ですか？

(回答)

多くのデータは**ERP**に含まれていますが、通常含まれていない情報もあります。たとえば、**JKP_CIT**では操作日 (販売日) を開示する必要がありますが、この日付は通常の**ERP**に含まれていない可能性があります。また、**JKP_CIT**では、特定のホルメーカーをアカウントに割り当てる必要があります (ホルメーカーのリストが定義されています)。

<質問 2>

JPK_CIT 報告へ対応するための準備方法

(回答)

最初の段階は、不足している情報を特定し、収集方法を検討することです。利用可能な情報源がない場合、会計方針を変更するか、**ERP**に情報を追加するなどの措置が必要になると考えられます。また、**JPK_CIT**様式をアウトプットできるように**ERP** をカスタマイズする必要も生じるかもしれません。

議題 3:

固定資産税法 (RET法) の 改正

<質問 1>

改正の理由と背景は何ですか？

(回答)

今回の**RET**法の改正は、同法が課税対象について建設法を参照していることが憲法に準拠していないという憲法裁判所の判決に端を発しています。**RET**法の文言のみが課税対象を決定する必要があります。新しい**RET**法は、この判決に対応するために改正されました。

<質問 2>

納税者は、改正された固定資産税法に準拠するためにどのような対応が可能でしょうか？

(回答)

固定資産税は月ごとに前払を行い、最終的に年次申告を1月に行うのが通常ですが、本改正により期限が3月まで延長されています。延長を希望する場合には当局に対して申請を行う必要があります。この期間に対象資産、および分類（土地、建物、構造物）が改正法に則しているか確認・再計算し、年次申告・納税を実施する必要があります。

<質問 3>

最も可能性が高く問題となりがちな状況として、建物の一部を構造物に再分類する場合が想定されます。典型的な例をいくつか教えていただけますか？

(回答)

ご理解の通りです。固定資産税において、土地と建物は、それぞれ面積および延床面積に対して㎡当たりの一定の税額が設定されているのに対して、構造物は取得価格あるいは市場価格に対して税率が設定されています。建物が構造物に再分類される場合には、価格を決める必要がありますが、実際には、容易でないケースも多いと思われます。場合によっては鑑定評価の必要性も生じる可能性があります。まず、技術的な側面/特性と資産の使用方法、資産が屋内または屋外にあるか、または建築許可が必要かどうかを考慮して、各ケースを個別に確認する必要があります。建物内にある資産を適切に分類することが問題となる可能性があり、構造物としてREITの対象となる可能性のある例としては、エレベーターや冷却システムなどが挙げられます。

議題 4:

国境炭素調整メカニズム(CBAM)の若干のアップデート

<質問 1>

2024年7月からの CBAM 報告では、デフォルト値を使用するのではなく、電力以外の対象物品は実際の排出量に基づいて直接排出量を計算する必要があると理解しています。実際のデータが不足しているため、多くの **CBAM** 申告者が産出に際して困難に直面していると聞いています。この点に関する最新の状況を教えてください。

(回答)

多くの企業がこの問題に直面しているのは確かです、ただ、ルール自体に変更はありませんので、できる範囲で最大限準拠して算出すべきということになります。**EU**委員会が主導するサプライヤーから必要な情報を入手しやすくするための情報交換シートやガイダンスの活用、ポーランドの国立排出管理センター（**KOBIZE**）が主導する特定のフィールドにデータをマッピングするガイダンスなどを活用するなどして、必要に応じて手順を調整することをお勧めします。

議題 5:

EU 森林破壊防止規制 (EUDR) の若干のアップデート

<質問 1>

オペレーターは報告義務から免除されないということでしょうか？ また、大規模トレーダーの定義は何ですか？

(回答)

EUDRは、事業活動の一環として、規制の対象となる商品を域内で上市するあるいは輸出するすべての事業体に適用されます。この分野で活動を行うオペレーターには自然人と法人の両方が含まれます。大企業とは、貸借対照表日時点で、以下の **3** つの基準のうち少なくとも **2** つの限度を**2**会計年度連続で超える企業です。

- a) 貸借対照表の合計: **25,000,000** ユーロ
- b) 純売上高: **50,000,000** ユーロ
- c) 会計年度中の平均従業員数: **250** 人

<質問 2>

規制の導入が当初の**2024年12月30日**発効から、**1年間延期**された理由は何ですか？

(回答)

これは政治的な決定でした。産業界からの反発もありますが、各国の行政サイドからも期限までの準備の難しさを指摘する声がありました。また、第三国の中に、位置情報を**EU**企業に開示しないと言っている国があるなど、法律を遵守できる環境整備に不透明感があることが主因と考えられます。

<質問 3>

多国籍企業は、どのようにな対応を検討しているのでしょうか？

(回答)

例えば、**EUDR** の対象となる物品の調達を **EU** 域外のグループ内の事業体に集中させて情報を一元的に収集し、それらの物品を **EU** に輸出するという取り組みが見られます。紙の印刷物を輸入している企業が、データを取得して域内で印刷することを検討するなど、サプライチェーンの変更を検討する例も見られます。



Thank you



KPMG Poland

kpmg.pl

© 2025 KPMG Tax M.Michna sp.k., a Polish limited partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public